

令和3年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年5月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

5月18日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第31号 農地転用の制限の例外等届出承認制度実施要領の一部改正について  
議案第32号 農地法施行規則第29条第1号に係る届出書等様式の改正について  
議案第33号 水田埋立による畑地造成届出書取扱要領の一部改正について  
議案第34号 農地形状変更の届出書取扱要領の一部改正について  
議案第35号 現況確認書交付事務取扱要領の一部改正について  
議案第36号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について  
議案第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第38号 事業計画変更承認について  
議案第39号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(17名)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 金子哲也 | 2番  | 烏田茂夫  |
| 3番  | 大石博則 | 4番  | 松田由美子 |
| 欠席  | 品川民雄 | 6番  | 田村廣   |
| 7番  | 守永正範 | 欠席  | 藤田芳昭  |
| 9番  | 岡崎弘明 | 10番 | 原川久美子 |
| 11番 | 矢次利典 | 12番 | 横山喜一郎 |
| 13番 | 長富繁美 | 14番 | 原田知美  |
| 15番 | 中野恵子 | 16番 | 鈴川肇   |
| 17番 | 草野隆司 | 18番 | 尾木武夫  |
| 19番 | 片岡兼雄 |     |       |

### ○議事録署名委員

3番 大石博則

15番 中野恵子

○議 事

事務局長 ただいまから、令和3年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 大石委員、15番 中野委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第28号第1項について説明いたします。議案は、2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積485㎡外1筆、合計で782㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。こちらの案件は4月の総会にて空き家に付属している農地の指定を受けた農地になります。

現地の場所ですが、●●●の中の農地になります。こちらに該当する空き家がございます、申請地はこの辺りになります。少し拡大すると、ここに自宅があって、ここから歩いて上がって、こちらとこちらが畑になっております。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、野菜を栽培したいということで、農地付きの空き家をさがしており、また、譲渡人の●●●さんは、市外にお住まいで耕作が困難なことから、申請地と空き家を空き家バンクに登録されており、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は1年です。年間農作業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地では自家消費の目的でトマト等、野菜の露地栽培をされるとのことでした。

農機具の保有状況ですが、草刈機1台を所有されています。また、●●●さんは地域おこし協力隊の方ですが、同じ地域おこし協力隊として●●●で農業をされている方から、耕運機など農機具を借りられるとのことでした。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 この件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、4月7日に、●●●推進委員と、事務局3名、それに本人立会いのもとで、現地で確認を行っております。先ほど話がありましたように、空き家バンクで農地付きを探しておられて、決定されたのですが、その空き家で将来的には、ゲストハウスを営みたいということで、そこに供給する、野菜やくだものを栽培したいという本人の意向でございます。現実的には●●●の方は荒れていまして、今から農地にするのには、結構手がかかるのかなという思いがありますが、●●●の方は、ちょっと整備をすればそのまま使えるというような状況です。周辺の農地から見れば、耕作放棄地に近いような

荒地が、●●●さんによって回復するということは大変望ましいことだと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。議案は、2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約2.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積515㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は16,053㎡です。●●●さんは●●●の構成員であるため、●●●に貸している農地も耕作面積に含まれます。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、もう少し下に下りて行くと、このあたりに県道●●●がありまして、このあたりに●●●の倉庫があります。この辺りに●●●がございます。自宅のすぐそばになっております。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、自宅のそばの農地であり、申請地を取得して一体的・効率的な農業をしたいと考えられており、譲渡人の●●●さんもこれに同意されたため、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は35年です。現在、●●●の構成員として農業をされています。年間農業従事日数は、ご本人が200日、奥様が70日となっております。

営農計画ですが、申請地には果樹を植えられるとのことですが、農機具の保有状況ですが、草刈機5台、トラクター2台、軽トラック1台、管理機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 4月30日に、現地確認を行いました。今事務局が申し上げた説明で充分だと思えますし、●●●さんから見れば自宅のそばの農地で、充分管理は出来るものと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 意見がないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項について説明いたします。議案は、2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらと同じく4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約2km、●●●、地目は登記・現況

ともに田、面積2,033㎡外3筆で、合計で6,568㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,730㎡です。●●●さんは●●●の構成員であるため、●●●に貸している農地も耕作面積に含まれます。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、こちらに県道●●●が通っておりまして、こちらに●●●さんの自宅があつて、申請地がこちらになっております。ここに●●●がありまして、この近くの農地になります。少し拡大しますと、こちらが●●●さんの自宅で、申請地はこの4筆となっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため農地の管理が難しくなり、後継者である●●●さんに譲られたいとのことで、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は38年です。現在、●●●の構成員として農業をされています。申請地は現在●●●に貸し出されており、許可後も引き続き●●●の借受地となります。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が50日となっております。

次に営農計画ですが、これまでどおり、●●●の作付け計画に従って利用するとのことです。

農機具の保有状況ですが、農事組合法人が所有する農機具を使うため、問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 先ほどの件と同じような案件ですが、4月30日、現地確認を行いました。●●●さんは定年退職後、地域の農事組合法人のオペレーターとして頑張っておられますし、譲渡人の●●●さんは特養に入所しておられますので、所有権の移転ということだと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

これは譲渡人と譲受人の関係は同じ●●●さんですが、親戚関係ですか。

事務局 お子さんになります。今所有者の方の三男が●●●さんになっておりまして、その方に譲られる、生前贈与になると思います。

議長 親子関係で贈与ということですね。よろしゅうございますか。それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第29号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.1kmに位置する公共投資の対象となっていない第2種農地です。こちらに●●●があります。●●●の集落になります。地番は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は249㎡、外1筆で、合計面積は328㎡です。宅地部分の一体利用地を含めた計画の所要面積は533.13㎡です。

転用者は、●●●の●●●さん、所有者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが●●●さんの農地を買い受け、自己用住宅とカーポート3台分の新築、及び物置2棟を設置するものであり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、自己用住宅とカーポートを新築する●●●●、こちらの農地につきましては、東側は宅地と竹や雑木が繁茂し



既に原野化している畑、北側は雑種地、西側は道路、南側は一体利用地である宅地に接しているため適当です。

尚、物置を設置する●●●は、四方全て宅地にかこまれているため適当です。進入路につきましては●●●さんの宅地部分●●●と●●●を通行する通行承諾書が提出されており適当でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、●●●及び一体利用地の●●●の宅地部分に、建築面積70.38㎡の自己用住宅、そしてこちらの方にカーポート3台分を設置いたします。また、●●●には、物置2棟を設置します。

用排水計画は、住宅部分の雨水は敷地内にためますを設置し、西側の既存道路側溝へ放流させ、汚水は合併浄化槽から西側の既存道路側溝へ放流させるため適当です。

●●●の物置部分の敷地については、雨水は地下浸透で、汚水の排水はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うもので、土砂等の流出の恐れは無く適当です。参考にこちらが住宅の平面図でございます。木造2階建、延べ床面積223.38㎡の住宅になります。こちらが立面図、こちらがご自宅に設置するカーポートと裏の畑に設置する物置の写真になります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 2 番 この案件につきましては、先ほど事務局が説明をされたとおりでございます。補足といたしまして、●●●さんが管理しておられる畑地は、現在農地として利用するのは、出来ないような状況かと思われます。また、●●●さんの強い意思でマイホームを持ちたいということで、この地を自分自身で捜され選ばれた土地であります。転用目的に添って、是非とも必要な土地と思われ、定住促進の観点、地域活性化のために可決していただきますようご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長            それでは質疑に入ります。質疑はありますか。  
                  この転用者は地元の方じゃないのですか。

第 2 番            はい。元は●●●の方です。

議 長            ●●●の人口が増えますね。若い人が増えることは良いことですね。

                  それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

                  (全員挙手)

議 長            全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長            議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局            議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。  
                  それではお手元にお配りしておりますこちらの資料をご覧ください。利用権設定状況（令和3年6月1日現在）と書いてあるものになります。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

                  今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が4月、5月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は6月1日付となります。

                  それでは資料をご覧ください。

                  こちらの表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は、表のとおりとなっています。

                  一番下の合計の数字を読み上げていきます。

                  6月1日に設定されるものは、新規が、件数4件、筆数6筆、田が6,355㎡、畑が828㎡、面積の合計は7,183㎡です。

                  更新が、件数1件、筆数1筆、田が1,678㎡、面積の合計は1,678㎡です。新規と更新を合わせた面積が、8,861㎡となり

ます。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第31号から第35号は要領等の改正で関連がありますので、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは議案第31号から第35号は一括審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 それではご説明いたします。

議案第31号、農地転用の制限の例外等届出承認制度実施要領の一部改正について、議案書は7ページをご覧ください。

7ページは新旧対照表となっております。下線を引いた部分が改正となります。実施要領第2条について、7ページ右側が改正前、左側が改正後です。別記1は黄色い看板の様式でございますが、これについては年号の平成を削除するものでございます。

続きまして、8ページは、改正後の要領の全文でございます。

続きまして、議案第32号、農地法施行規則第29条第1号に係る届出書等様式の変更について、議案書は10ページからご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後です。10ページ、11ページは平成の元号の削除です。

続きまして、12ページは小作の文言を借受に改正するものです。13ページは指令番号を指令農地から指令萩農委に変更し、平成の元号を削除します。

続きまして、14ページから15ページは、注意事項の一部を変更し、平成の元号の削除と指令番号の変更、申請人及び確認者の欄について自署又は記名押印の文言を追加するものです。

続きまして、議案第33号、水田埋立による畑地造成届出書取扱要領の一部改正について、議案書は17ページからご覧ください。

17ページ、18ページは平成の元号の削除です。

続きまして、19ページは小作を借受に、土地登記簿謄本を土地の登記事項証明書に変更し、平成の元号の削除と自署又は記名押印の文言の追加、申出書を届出書に、所有を耕作に改正します。

続きまして、20ページは申出書を届出書に変更し、平成の元号を削除します。

続きまして21ページから22ページは、注意事項の一部を変更し、平成の元号の削除、許可を承認に改正し、申請人及び確認者の欄について自署又は記名押印の文言を追加するものです。

続きまして、議案第34号、農地形状変更の届出書取扱要領の一部改正について、議案書は24ページからご覧ください。

24ページ、25ページは平成の元号の削除です。

続きまして、26ページは小作を借受に、土地登記簿謄本を土地の登記事項証明書に変更し、平成の元号の削除と自署又は記名押印の文言の追加、所有を耕作に改正します。

続きまして、27ページは申出書を届出書に変更し、平成の元号の削除と、届出のありましたを届出のあったに改正します。

続きまして、28ページから29ページは、注意事項の一部を変更し、平成の元号の削除と、申請人及び確認者の欄について自署又は記名押印の文言を追加するものです。

続きまして、議案第35号、現況確認書交付事務取扱要領の一部改正について、議案書は31ページからご覧ください。

31ページは平成の元号の削除と、自署又は記名押印の追加です。

続きまして、32ページは土地の登記事項証明書に変更し、33ページは平成の元号の削除と、自署又は記名押印の文言の追加です。

今回の改正は主に、押印見直しの必要性から自署での申請を可能とするもので、併せて、平成の元号の削除及び文言の修正の改正です。改正について本会の承認をお願いするものです。以上で説明を

終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
元号は今度令和と書くのですか。それとも西暦ですか。

事務局 今入れておりませんので、出される方に令和と書いていただくよう  
をお願いしております。

議 長 西暦じゃないのですか。最近は、西暦で書かれたものがよく見受  
けられますが。

事務局 西暦で書かれても問題はありません。県の文書では元号令和〇年  
(西暦〇年)という表記をされておりますが、そこまでは必要ない  
かと、日付がわかれば良いと思います。又、元号が変わっても対応  
できるということで、よろしく願いいたします。

議 長 ということですがよろしゅうございますか。ないようですので、  
採決いたします。議案第31号から議案第35号について、原案の  
とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第31号から議案第35号は原案のとおり  
決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議 長 議案第36号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出につ  
いて」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第36号第1項についてご説明いたします。議案は35ペー  
ジになります。

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29  
条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出が  
ありましたので、報告させていただきます。

(スクリーンに位置図を表示)

4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員

さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西に1 kmに位置する、第1種住居地域内にある公共投資の対象となっていない第3種農地です。地番は、●●●、地目は畑、面積275 m<sup>2</sup>の内9.12 m<sup>2</sup>を転用いたします。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的の農業施設は木造ビニール板葺き平屋建ての農作業用倉庫9.12 m<sup>2</sup>、1棟です。

転用理由は、以前購入した農地で自家用野菜を耕作し、農作業道具や肥料等を収納するための、農作業用倉庫を設けるためです。こちら施設平面図を付けております。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透させ、また、農作業用倉庫の屋根に降った雨水は倉庫横に置いてあります、ローリータンクで受けて農業用水として使用します。汚水の排水はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成は地ならし程度で、整地は行わず、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、報告させていただきます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第36号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第9項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は37ページです。

では今回、上程させていただいておりますものは、全て●●●を通した契約の合意解約となります。

まず、第1項と第2項についてですが、●●●、地目、登記・現況とも田、面積434 m<sup>2</sup>外1筆で、合計915 m<sup>2</sup>です。賃借人は、●●●で、賃貸人は、●●●さんです。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、所有者が耕作される予定です。

続きまして、第3項、第4項について、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,651㎡外7筆で、合計8,036㎡です。賃借人は、●●●で、賃貸人は、●●●さんです。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、所有者が耕作される予定です。

続きまして、第5項、第6項について、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,705㎡、賃借人は、●●●で、賃貸人は、●●●さんです。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、所有者が耕作される予定です。

続きまして、第7項、第8項についてですが、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,344㎡、賃借人は、●●●で、賃貸人は、●●●さんです。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、所有者が耕作される予定です。

続きまして、第9項、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,873㎡外3筆で、合計5,350㎡です。賃借人は、●●●で、賃貸人は、●●●です。こちらは解約後は、中間管理事業で●●●に貸し出される予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
ちょっとお尋ねしますが、●●●がけっこう返しておる理由は何ですか。

事務局 まず、●●●さん、●●●さん、●●●さんについては、自己保有米を作りたいということで、自分で耕作されたいので、いったん返して欲しいということになったと聞いております。

議 長 第何項になりますか。

事務局 まず第1項、第2項、第3項、第4項、それと第7項、第8項、この方については自分で耕作したいので、返却して欲しいということで、この方たちが耕作できなくなった場合は、もう一度●●●が預かるというお話しになっているということで聞いております。第5項、第6項の●●●さんについては、●●●さんが自分で耕作されるということで聞いております。第9項に関しては、●●●に預けるので、●●●とは解約をして●●●に変えるということです。

議 長 問題は、きちんと管理されるかどうかですね。現場に行ってみて、あるいはご本人にお会いしたかだと思いますが、きちんと管理されているかどうかの確認はどうするのですか。

第14番      ちょっといいですか。●●●の構成員でありますから、内訳はよく知っておりますが、自分の米を食べたいという話と、内輪もめをした話があって、まあ管理は充分されますので、ご理解いただけたらと思います。

議 長      今●●●委員から説明がありましたが、内情については我々としたら知る範囲ではないのだと思いますが、後々の管理がしっかりやれば問題ないのですから、そのあたりのところを地元の委員さんはしっかり重視し、指導していただきたいと思っております。

議 長      それではよろしゅうございますね。  
特に発言がないようですので、以上で議案第37号の報告は終わります。

#### (報告事案-3)

議 長      議案第38号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。  
事務局は説明をお願いします。

事 務 局      それでは、案第38号「事業計画変更の承認について」を説明いたします。議案は41ページです。

第1項の計画変更は、令和2年5月28日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、資材置場・現場事務所等の一時転用に係るものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、●●●の工事期間の延長のため、令和3年5月31日までの一時転用期間を令和3年10月31日までに延長するものでございます。3年以内の一時転用期間内での延長ということで基準を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長      説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長      特に発言がないようですので、以上で議案第38号の報告は終わります。



(報告事案-4)

議長 議案第39号「現況確認書の交付について」を議題に供します。  
第1項から第4項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは、案第39号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は43ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

5月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと、事務局で現地確認を行いました。

こちらの申請地は、●●●から東2.3kmに位置する、●●●、登記・地目は畑、面積1,021㎡、外1筆、合計面積は2,949㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地の●●●は柑橘畑及び農作業所、●●●は花木畑として管理していましたが、数年前から耕作しておらず、現在は竹や雑木の繁茂により藪化している状態でございます。

本調査によると、申請地の一部には木造セメント瓦葺きの農作業小屋が建っており、その他は竹や雑木が繁茂しており、農地としての現況を留めていないため、非農地に認定したものです。

なお、本農地は、令和3年3月31日付で農業委員会より非農地通知を通知している農地でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項を説明いたします。

4月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南南東220mに位置する、●●●、登記・地目は畑、面積429㎡、外1筆で、合計面積は714㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成5年頃に盛土造成され、駐車場用地として20年以上使用されてきました。現在は、駐車場としては使用されていませんが、当時のままの状態となっています。

本調査によると、申請地は駐車場には碎石が敷かれており、農地としての現況を留めていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項を説明いたします。

4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南南西へ約1.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,416㎡ほか2筆、合計面積4,391㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は20年以上前から耕作しておらず、雑木等が生い茂った状態にあります。

本調査によると、申請地には、竹や雑木が生い茂り、農地としての現況を留めていないため、非農地に認定したものです。

なお、こちらの農地も、令和3年3月31日付で農業委員会より非農地通知を通知している農地でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

最後になりますが、第4項を説明いたします。

4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約240mに位置する、●●●、登記・地目は畑、面積は155㎡ほか1筆、合計面積411㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地には40～50年以上前に建てられた牛小屋及び倉庫が建っており現在に至ります。

本調査によると、申請地の3324番には木造瓦葺きの牛小屋及び3326番には木造セメント瓦葺きの倉庫が建っており、農地としての現況を留めていないため、非農地に認定したものでございます。以上、4件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

議長 はい。●●●委員。

第16番 非農地通知書がきてから、そのままの状態でも何にもしなかった場合、何か罰則があるのですか。

議長 非農地証明を出したのちに、その土地がそのままになっているということですか。

第16番 はい。何も名義を変えずにそのままの状態に放置した場合、何か罰則があるのですか。

事務局 ●●●委員さんが言われているのは、現況確認書のことですか。

第16番 農業委員会から非農地証明書が出るでしょう。それがきた場合、そのまま、ほったらかしても良いものかどうかと思ひまして。

事務局 ●●●委員さんが言われているのは、非農地判断の通知ではないかと思いますが、今報告を行った現況確認書については、所有者さんが地目を変えたいという目的で、取られているので、おそらく今回出てきたものについては、法務局の方で、地目変更の登記の申請をされると思います。

もうひとつ、1項・3項で令和3年3月31日に、非農地通知済というのを載せているのですが、この1項・3項は農業委員会の方から、農地パトロールで見た結果、農地ではないということで、農地台帳から外しますという通知を行ったものです。それを受けられて、法務局で地目を変えたいということで、今回現況確認書を取られたわけですけれども、今●●●委員が言われているのは、おそらく非農地判断の通知を出したものを、そのままにしておいても罰則はないかということではよろしいですか。

第16番 はい。そうです。

事務局 それについては、罰則等はございません。ございませんけれども、登記の法律のほうから言えば、登記地目と現況地目は合っているというのが大事なことなので、現況が変われば地目は変えてもらわないといけないということなのですが、それを変えなかったからといって何か、法律の罰則があるということではございません。

第16番 それと、耕作放棄地で農業委員会が調査するでしょう。耕作放棄地で荒れている場合は、固定資産税が上がるような感じのやつがあったように思うのですが、そういう場合は通知がいつから何もされてない方には、農業委員会が固定資産税というか、法の手続きというか、納税課とかそういうところには農業委員会から報告するのですか。

事務局 固定資産税の罰則というか、強化の方で、農業委員会が農地パト

ロールで、遊休農地と指定したもので、その後、何も対策を取らなかった所有者さんに対しては、固定資産税が1.8倍になるという罰則があります。なんですけれども、萩市農業委員会ではそこまでは、やっております。この非農地通知を出すところは、もう農地ではないという判断で出しているのです、固定資産税強化の対象となるのは、まだ再生可能な遊休農地ということになりますので、非農地通知の土地に罰則はありませんが、再生可能な遊休農地について、固定資産税の値上げをしたりといった農地は今現在、そこまではやっております。以上でございます。

議長　ほかにございませんか。ないようですので、以上で議案第39号の報告は終わります。

議長　以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分　閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年5月18日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

大石 博則

委員

中野 恵子